

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四の二 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる未成年者口座内上場株式等（未成年者口座管理契約に基づき当該未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該未成年者口座に保管の委託がされている上場株式等）をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める期間内に、当該未成年者口座内上場株式等の当該未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、所得税を課さない。

一・二 省略

2・3 省略

4 次に掲げる事由により、非課税管理勘定又は継続管理勘定からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び第六項第四号において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時ににおける価額として政令で定める金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、第一号に掲げる移管若しくは返還又は第三号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている未成年者口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出しが未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は第三号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前三項及び第

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四の二 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる未成年者口座内上場株式等（未成年者口座管理契約に基づき当該未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該未成年者口座に保管の委託がされている株式等であつて前条第一項各号に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める期間内に、当該未成年者口座内上場株式等の当該未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、所得税を課さない。

一・二 同上

2・3 同上

4 次に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び第六項第四号において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時ににおける価額として政令で定める金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、第一号に掲げる移管若しくは返還又は第三号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている未成年者口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出しが未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は第三号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前三項及び第

同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前三項及び第二

十七項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 未成年者口座管理契約に従つて行う未成年者口座から他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座（次項において「他の保管口座」という。）への移管、非課税管理勘定から当該非課税管理勘定が設けられている未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管又は未成年者口座内上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還

二・三 省略

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 未成年者口座管理契約 第九条の九及び前各項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

イ 省略

ロ 当該非課税管理勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をしたものその他の政令で定めるものを除く。）のみを受け入れること。

(1) 次に掲げる上場株式等で、当該口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、(2)の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。第八項第二号において同じ。）の合計額が八十万円（2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

(i) 省略

二十七項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 未成年者口座管理契約に従つて行う未成年者口座から他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座（次項において「他の保管口座」という。）への移管又は未成年者口座内上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還

二・三 同上

一 同上

イ 同上

二 同上

(ii) 当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等(2)に掲げるものを除く。)

(2) 当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

ハ (1) 及び(2)に掲げるもののほか政令で定める上場株式等

非居住者の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(1) 当該口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等(2)に掲げるものを除く。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が八十万円(2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

(2) 当該継続管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか政令で定める上場株式等

二 省 略

ホ 次に掲げる上場株式等は、それぞれ次に定める移管をすること。

(1) 当該口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日(1)において「五年経過日」という。)において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(口(1)(ii)若しくは(2)又はハ(1)若しくは(2)の移管がされるものを除く。)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

(i) (ii) 省略

(2) 省 略

三一八 省 略

(ii) 当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

ハ (1) (1)に掲げるもののほか政令で定める上場株式等

ハ 同 上

(1) 当該口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が八十万円を超えないもの

(2) (1)に掲げるもののほか政令で定める上場株式等

二 同 上

ホ 同 上

(1) 当該口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日(1)において「五年経過日」という。)において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(口(1)(ii)又は(2)又はハ(1)若しくは(2)の移管がされるものを除く。)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

(i) (ii) 同 上

(2) 同 上

三一八 同 上

未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに契約不履行等事由（未成年者口座管理契約若しくは課税未成年者口座管理契約若しくはこれら履行につき前項第二号亦若しくはへ若しくは第六号ハ若しくはニに掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は未成年者口座若しくは課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものを除く。））をしたことをいう。以下この項及び第八項において同じ。）が生じた場合には、次に定めるところにより、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一 省 略

二 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に第四項第一号に規定する他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管（前項第二号ヘ(1)に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については第四項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 五 省 略

7 5 33 省 略

（合併等により外国親法人株式等の交付を受ける場合の課税の特例）

第三十七条の十四の三 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式（出資を含む。以下この条及び次条において同じ。）につき、その株式を発行した内国法人（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の特定合併により外国合併親法人株式（同条第一項に規定する特定非適格合併により交付を受ける外國合併親法人株式で第六十八条の二の三第五項第一号に規定する特定軽

一 同 上

二 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に第四項第一号に掲げる移管（前項第二号ヘ(1)に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については第四項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 五 同 上

7 5 33 同 上

（合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例）

第三十七条の十四の三 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式（出資を含む。以下この条及び次条において同じ。）につき、その株式を発行した内国法人（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の特定合併により外国合併親法人株式（同条第一項に規定する特定非適格合併により交付を受ける外國合併親法人株式で第六十八条の二の三第五項第一号に規定する特定軽

課税外国法人（次項及び第四項において「特定軽課税外国法人」という。）の株式に該当するもの（以下この項において「課税外国親法人株式」という。）及び当該非居住者が恒久的施設において管理する株式（以下この条において「恒久的施設管理株式」という。）に對応して交付を受けるもの（課税外国親法人株式を除く。第五項において「恒久的施設管理合併親法人株式」という。）を除く。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、その交付を受ける外國合併親法人株式の価額に相当する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等をいう。次項、第三項及び次条において同じ。）に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等をいう。次項、第三項及び次条において同じ。）に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等をいう。次項、第三項及び次条において同じ。）に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

2 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の行つた特定分割型分割により外國分割承継親法人株式（次条第二項に規定する特定非適格分割型分割により交付を受ける外國分割承継親法人株式で特定軽課税外国法人の株式に該当するもの（以下この項において「課税外国親法人株式」という。）及び当該非居住者が恒久的施設管理株式に対応して交付を受けるもの（課税外国親法人株式を除く。第五項において「恒久的施設管理分割承継親法人株式」という。）を除く。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、その交付を受ける外國分割承継親法人株式の価額に相当する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

3 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を

課税外国法人（次項及び第三項において「特定軽課税外国法人」という。）の株式に該当するもの（以下この項において「課税外国親法人株式」という。）及び当該非居住者が恒久的施設において管理する株式（以下この条において「恒久的施設管理株式」という。）に對応して交付を受けるもの（課税外国親法人株式を除く。第四項において「恒久的施設管理合併親法人株式」という。）を除く。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、その交付を受ける外國分割承継親法人株式の価額に相当する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

発行した内国法人の行つた特定株式分配により外国完全子法人株式（当該非居住者が恒久的施設管理株式に対応して交付を受けるもの（第五項において「恒久的施設管理完全子法人株式」という。）を除く。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、その交付を受ける外国完全子法人株式の価額に相当する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

4| 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した内国法人の行つた特定株式交換により法人税法第二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、外国株式交換完全支配親法人株式（次条第三項に規定する特定非適格株式交換により交付を受けた外国株式交換完全支配親法人株式で特定軽課税外国法人の株式に該当するもの（以下この項において「課税外国親法人株式」という。）及び当該非居住者が恒久的施設管理株式に対応して交付を受けるもの（課税外国親法人株式を除く。次項において「恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式」という。）を除く。以下この項において同じ。）の交付を受けた場合には、当該旧株のうちその交付を受けた外国株式交換完全支配親法人株式に対応する部分の譲渡については、所得税法第百六十五条第一項の規定により同法第五十七条の四第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定は、適用しない。

5| 恒久的施設を有する非居住者が、恒久的施設管理外国株式（特定合併により交付を受ける恒久的施設管理合併親法人株式、特定分割型分割により交付を受ける恒久的施設管理分割承継親法人株式、特定株式分配により交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式及び特定株式交換により交付を受ける恒久的施設管理分割承継親法人株式及び特定株式交換により交付を受ける恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式をいう。以下この項において同じ。）の全部又は一部をその交付の時に当該下この項において同じ。）の全部又は一部をその交付の時に当該施設において管理しなくなるものとして政令で定める行為を行った場合には、その行為に係る恒久的施設管理親法人株式について、その交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該非居住者に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該非居住者の恒久的施設と所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等との間で移転が行われたものとみなして、同号の規定を適用する。

3| 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した内国法人の行つた特定株式交換により法人税法第二条第十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、外国株式交換完全支配親法人株式（次条第三項に規定する特定非適格株式交換により交付を受けた外国株式交換完全支配親法人株式で特定軽課税外国法人の株式に該当するもの（以下この項において「課税外国親法人株式」という。）及び当該非居住者が恒久的施設管理株式に対応して交付を受けるもの（課税外国親法人株式を除く。次項において「恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式」という。）を除く。以下この項において同じ。）の交付を受けた場合には、当該旧株のうちその交付を受けた外国株式交換完全支配親法人株式に対応する部分の譲渡については、所得税法第百六十五条第一項の規定により同法第五十七条の四第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定は、適用しない。

4| 恒久的施設を有する非居住者が、恒久的施設管理親法人株式（特定合併により交付を受ける恒久的施設管理合併親法人株式、特定分割型分割により交付を受ける恒久的施設管理分割承継親法人株式及び特定株式交換により交付を受ける恒久的施設管理分割承継親法人株式及び特定株式交換により交付を受ける恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式をいう。以下この項において同じ。）の全部又は一部をその交付の時に当該恒久的施設において管理しなくなるものとして政令で定める行為を行った場合には、その行為に係る恒久的施設管理親法人株式について、その交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該非居住者の恒久的施設と所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等との間で移転が行われたものとみなして、同号の規定を適用する。

転が行われたものとみなして、同号の規定を適用する。

6 | この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 特定分割型分割 法人税法第二条第十二条の九に規定する分割型分割で、同号イに規定する分割対価資産として外国分割承継親法人株式以外の資産が交付されなかつたもの（当該外国分割承継親法人株式が同条第十二条の二に規定する分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。）をいう。

四 省略

五 特定株式分配 法人税法第二条第十二条の十五の二に規定する株式分配で、同条第十二条の五の二に規定する現物分配法人の株主等に外国完全子法人株式以外の資産が交付されなかつたもの（当該外国完全子法人株式が当該現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。）をいう。

六 外国完全子法人株式 法人税法第二条第十二条の十五の二に規定する完全子法人（外国法人に限る。）の株式をいう。

七 特定株式交換 株式交換で、法人税法第二条第十二条の六に規定する株式交換完全子法人の株主に外国株式交換完全支配親法人株式以外の資産（当該株主に対する剩余金の配当として交付された金錢その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金錢その他の資産を除く。）が交付されなかつたものをいう。

八 外国株式交換完全支配親法人株式 法人税法第二条第十二条の六の三に規定する株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式をいう。

7 | 第一項から第三項までに規定するその有する株式が上場株式等に該当する場合における第三十七条の十二の二の規定の適用については、同条第二項第四号中「又は第三十七条の十一第四項各号」とあるのは「若しくは第三十七条の十一第四項各号又は第三十七条の十四の三第一項若しくは

5 | 同上

一・二 同上

三 特定分割型分割 法人税法第二条第十二条の九に規定する分割型分割で、同号イに規定する分割対価資産として外国分割承継親法人株式以外の資産が交付されなかつたものをいう。

四 同上

五 特定株式交換 株式交換で、法人税法第二条第十二条の六の三に規定する株式交換完全子法人の株主に外国株式交換完全支配親法人株式以外の資産（当該株主に対する剩余金の配当として交付された金錢その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金錢その他の資産を除く。）が交付されなかつたものをいう。

六 外国株式交換完全支配親法人株式 法人税法第二条第十二条の六の三に規定する株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式をいう。

6 | 第一項又は第二項に規定するその有する株式が上場株式等に該当する場合における第三十七条の十二の二の規定の適用については、同条第二項第四号中「又は第三十七条の十一第四項各号」とあるのは「若しくは第三十七条の十一第四項各号又は第三十七条の十四の三第一項若しくは

第三項まで」と、同条第六項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号（同項第四号の規定を第三十七条の十四の三第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第二項」と、同条第六項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号（同項第四号の規定を第三十七条の十四の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第一項から第四項までの規定は、恒久的施設を有しない非居住者が、特定合併、特定分割型分割、特定株式分配又は特定株式交換により外国合併親法人株式（第一項に規定する課税外国親法人株式を除く。）、外国分割承継親法人株式（第二項に規定する課税外国親法人株式を除く。）、外国完全子法人株式又は外国株式交換完全支配親法人株式（第四項に規定する課税外国親法人株式を除く。）の交付を受ける場合について準用する。この場合において、第一項中「除く。」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第二号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。」と、「一般株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等）とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十二第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得）と、第二項及び第三項中「除く。」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第二号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と読み替えるものとする。

第一項から第四項までの規定の適用がある場合におけるその交付を受けた株式の取得価額の計算の特例、第五項の規定の適用がある場合における国内源泉所得の範囲の特例その他第一項から第五項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）

第三十七条の十四の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の特定非適格合併（前条第六項第一号に規定する特定合併のうち、法人税法第二条第十二号の

7 第一項から第三項までの規定は、恒久的施設を有しない非居住者が、特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換により外国合併親法人株式（第一項に規定する課税外国親法人株式を除く。）、外国分割承継親法人株式（第二項に規定する課税外国親法人株式を除く。）又は外国株式交換完全支配親法人株式（第三項に規定する課税外国親法人株式を除く。）の交付を受ける場合について準用する。この場合において、第一項中「除く。」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第二号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。」と、「一般株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等）とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十二第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、第二項中「除く。」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第一百六十四条第一項第二号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

81

第一項から第三項までの規定の適用がある場合におけるその交付を受けた株式の取得価額の計算の特例 第四項の規定の適用がある場合における国内源泉所得の範囲の特例その他第一項から第四項まで及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）

三十七条の十四の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の特定非適格合併（前条第五項第一号に規定する特定合併のうち、法人税法第二条第十二号の

八に規定する適格合併に該当しないものをいう。)により外国合併親法人株式(同項第二号に規定する外国合併親法人株式をいう。以下この項において同じ。)の交付を受ける場合において、当該外国合併親法人株式が特定軽課税外国法人(第六十八条の二の三第五項第一号に規定する特定軽課税外国法人をいう。以下この条において同じ。)の株式に該当するときは、その交付を受ける外国合併親法人株式の価額に相当する金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

2 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の行つた特定非適格分割型分割(前条第六項第三号に規定する特定分割型分割のうち、第六十八条の二の三第二項第一号に規定する分割で法人税法第二条第十二条の十二に規定する適格分割型分割に該当しないものをいう。)により外国分割承継親法人株式(前条第六項第四号に規定する外国分割承継親法人株式をいう。以下この項において同じ。)の交付を受ける場合において、当該外国分割承継親法人株式が特定軽課税外国法人の株式に該当するときは、その交付を受ける外國分割承継親法人株式の価額に相当する金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

3 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式(以下この項において「旧株」という。)につき、その旧株を発行した内国法人の行つた特定非適格株式交換(前条第六項第七号に規定する特定株式交換のうち、法人税法第二条第十二条の十七に規定する適格株式交換等に該当しないものをいう。)により同条第十二条の六の三に規定する株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、外国株式交換完全支配親法人株式(同項第八号に規定する外国株式交換完全支配親法人株式をいう。以下この項において同じ。)の交付を受けた場合において、当

八に規定する適格合併に該当しないものをいう。)により外国合併親法人株式(同項第二号に規定する外国合併親法人株式をいう。以下この項において同じ。)の交付を受ける場合において、当該外国合併親法人株式が特定軽課税外国法人(第六十八条の二の三第五項第一号に規定する特定軽課税外国法人をいう。以下この条において同じ。)の株式に該当するときは、その交付を受ける外国合併親法人株式の価額に相当する金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、その有する株式が一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

2 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の行つた特定非適格分割型分割(前条第五項第三号に規定する特定分割型分割のうち、第六十八条の二の三第二項第一号に規定する分割で法人税法第二条第十二条の十二に規定する適格分割型分割に該当しないものをいう。)により外国分割承継親法人株式(前条第五項第四号に規定する外国分割承継親法人株式をいう。以下この項において同じ。)の交付を受ける場合において、当該外国分割承継親法人株式が特定軽課税外国法人の株式に該当するときは、その交付を受ける外國分割承継親法人株式の価額に相当する金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

3 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式(以下この項において「旧株」という。)につき、その旧株を発行した内国法人の行つた特定非適格株式交換(前条第五項第五号に規定する特定株式交換のうち、法人税法第二条第十二条の十六に規定する適格株式交換に該当しないものをいう。)により同条第十二条の六の四に規定する株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、外国株式交換完全支配親法人株式(同項第六号に規定する外国株式交換完全支配親法人株式をいう。以下この項において同じ。)の交付を受けた場合において、当該

該外国株式交換完全支配親法人株式が特定軽課税外国法人の株式に該当するときは、当該旧株の譲渡については、所得税法第五十七条の四第一項（同法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 前三項の規定のある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 前項に規定する旧株が第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等又は第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、第三十七条の十四第一項中「行うもの」とあるのは、「行うもの及び第三十七条の十四の四第三項に規定する特定非適格株式交換による法人税法第二条第十二条の六の三に規定する株式交換完全親法人に対する同項に規定する旧株の譲渡」とする。

5・6 省 略

（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例）

第三十九条 省 略

2・6 省 略

7 第一項に規定する課税価格の計算の基礎に算入された資産には、相続又は遺贈による当該資産の移転につき所得税法第五十九条第一項又は第六十条の三第一項の規定の適用を受けた資産（同条第四項ただし書の規定の適用を受けるもの又は同項本文の規定が適用されないこととなつたものを除く。）を含まないものとし、当該課税価格の計算の基礎に算入された資産につき第三十三条の三の規定の適用を受けた場合における当該資産に係る同条第一項若しくは第八項の換地処分又は同条第二項、第四項若しくは第六項の権利変換により取得した資産を含むものとする。

8・10 省 略

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例）

第四十条の二 第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者に該当する内国法人の取締役又は業務を執行する社員である個人で当該内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、当該個人の有する資産（有価証券を除く。）で当該資産に設定された賃借権、使用貸借権

外國株式交換完全支配親法人株式が特定軽課税外国法人の株式に該当するときは、当該旧株の譲渡については、所得税法第五十七条の四第一項（同法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 同 上

一 同 上

二 前項に規定する旧株が第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等又は第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、第三十七条の十四第一項中「行うもの」とあるのは、「行うもの及び第三十七条の十四の四第三項に規定する特定非適格株式交換による法人税法第二条第十二条の六の四に規定する株式交換完全親法人に対する同項に規定する旧株の譲渡」とする。

5・6 同 上

（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例）

第三十九条 同 上

2・6 同 上

7 第一項に規定する課税価格の計算の基礎に算入された資産には、相続又は遺贈による当該資産の移転につき所得税法第五十九条第一項又は第六十条の三第一項の規定の適用を受けた資産（同条第四項ただし書の規定の適用を受けるもの又は同項本文の規定が適用されないこととなつたものを除く。）を含まないものとし、当該課税価格の計算の基礎に算入された資産につき第三十三条の三の規定の適用を受けた場合における当該資産に係る同条第一項の換地処分又は同条第二項、第四項若しくは第六項の権利変換により取得した資産を含むものとする。

8・10 同 上

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例）

第四十条の二 第四十二条の四第六項第四号に規定する中小企業者に該当する内国法人の取締役又は業務を執行する社員である個人で当該内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、当該個人の有する資産（有価証券を除く。）で当該資産に設定された賃借権、使用貸借権

その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現に当該内国法人の事業の用に供されているもの（当該資産又は権利のうちに当該内国法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合には、当該内国法人の事業の用に供されている部分として政令で定める部分に限る。以下この条において同じ。）を、当該内国法人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすもの（以下この項において「債務処理計画」という。）に基づき、平成二十五年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に当該内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該資産の贈与がなかつたものとみなす。

一・四 省略

2・3 省略

（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第四十条の三の四 非居住者が租税条約の規定に基づき当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局又は国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第十二項第一号に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額（当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）及び当該所得税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合は当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合は当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合は当該申請の日とする。）の翌日から一月を経過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該所得税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

一・四 同上

2・3 同上

（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第四十条の三の四 非居住者が租税条約の規定に基づき当該非居住者に係る条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第十二項第一号に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額（当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）及び当該所得税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合は当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合は当該申請の日とする。）の翌日から一月を経過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該所得税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現に当該内国法人の事業の用に供されているもの（当該資産又は権利のうちに当該内国法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合には、当該内国法人の事業の用に供されている部分として政令で定める部分に限る。以下この条において同じ。）を、当該内国法人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすもの（以下この項において「債務処理計画」という。）に基づき、平成二十五年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に当該内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該資産の贈与がなかつたものとみなす。

第四節の三 居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例

第四節の三 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第四十条の四 次に掲げる居住者に係る外国関係会社のうち、特定外国関

係会社又は対象外国関係会社に該当するものが、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその者が直接及び間接に有する当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）の数又は金額につきその請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）を請求する権利をいう。以下この条において同じ。）の内容を勘案した数又は金額並びにその者と当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 居住者の外国関係会社に係る次に掲げる割合のいづれかが百分の十以上である場合における当該居住者

イ その有する外国関係会社の株式等の数又は金額（当該外国関係会

社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零（）及び他の外國法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国関係会社の株式等の数又は金額の合計数又は合計額が当該外国関係会社の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。次項、第六項及び第八項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額のうちに占める割合

（居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入）

第四十条の四 次に掲げる居住者に係る外国関係会社のうち、本店又は主

たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対し課される税の負担が本邦における法人の所得に対し課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下この条において「特定外国子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下第四項までにおいて同じ。）の請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の数の当該外国関係会社の発行済株式又は出資（当該外国関係会社が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合（当該外国関係会社が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいづれか高い割合。次号において「直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合」という。）が百分

口 その有する外国関係会社の議決権（剰余金の配当等に関する決議に係るものに限る。口及び次項第一号イ(2)において同じ。）の数（当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国関係会社の議決権の数の合計数が当該外国関係会社の議決権の総数のうちに占める割合

ハ その有する外國関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額（当該外國関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に有する当該外國関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額として政令で定めるものの合計額が当該外國関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに占める割合

二 外國関係会社との間に実質支配関係がある居住者
三 外國関係会社（居住者との間に実質支配関係があるものに限る。）の他の外國関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合が百分の十以上である場合における当該居住者（同号に掲げる居住者を除く。）

四

外國関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合のいづれかが百分の十以上である一の同族株主グループ（外國関係会社の株式等を直接又は間接に有する者及び当該株式等を直接又は間接に有する者との間に実質支配関係がある者（当該株式等を直接又は間接に有する者を除く。）のうち、一の居住者又は内国法人、当該一の居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある者及び当該一の居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外國法人を除く。））をいう。

）に属する居住者（外國関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合のいづれかが零を超えるものに限るものとし、同号及び前号に掲げる居住者を除く。）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外國関係会社 次に掲げる外國法人をいう。
イ 居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者をいう。）及び口に掲

の十以上である居住者

イ 議決権（剰余金の配当等に関する決議に係るものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の数が一個でない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）の有する当該外國関係会社の直接及び間接保有の議決権の数の当該外國関係会社の議決権の総数のうちに占める割合

ハ 請求権の内容が異なる株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）の有する当該外國関係会社の直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額の当該外國関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに占める割合

二 直接及び間接の外國関係会社株式等の保有割合が百分の十以上である一の同族株主グループに属する居住者（前号に掲げる居住者を除く。）

げる外国法人（イにおいて「居住者等株主等」という。）の外国法人に係る次に掲げる割合のいずれかが百分の五十を超える場合における当該外国法人

(1) 居住者等株主等の外国法人（口に掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有株式等保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有株式等保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

(2) 居住者等株主等の外国法人（口に掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有議決権保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の議決権の数がその総数のうちに占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有議決権保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の議決権の数がその総数のうちに占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

(3) 居住者等株主等の外国法人（口に掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有請求権保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有請求権保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の請求権に基づく剰余金の配当等の額の合計額の占める割合をいう。）を合計した割合

二 口
イ 次のいずれにも該当しない外国関係会社をいう。

(1) 特定外国関係会社 次に掲げる外国関係会社をいう。
その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場
その他の固定施設を有している外国関係会社

(2) その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項

関係のある非居住者をいう。以下この号において同じ。）が有する直接受及び間接保有の株式等の数の合計数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか高い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権の数が一個でない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）当該外国法人の議決権の総数のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の議決権の数の合計数の占める割合

ロ 請求権の内容が異なる株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けたができる剰余金の配当等の総額のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額の合計額の占める割合

ハ 議決権の数が一個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等を発行している法人（イ又はロに定める割合のいずれか高い割合

、第六項及び第八項において「本店所在地国」という。)においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐる外国関係会社

その総資産の額として政令で定める金額(口において「総資産額」という。)に対する第六項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合(第六号中「外国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第七号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社にあつては、総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額のうちいづれか多い金額の割合)が百分の三十を超える外国関係会社(総資産額に対する有価証券(法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。第六項において同じ。)、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係会社に限る。)

八 租税に関する情報の交換に関する国際的な取組への協力が著しく

不十分な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社

三

対象外国関係会社 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)をいう。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものと含む。)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの(株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの(口において「統括業務」という。)を行ふ場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの(口において「事業持株会社」という。)並びに航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうちその役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。)又は使用者がその本店所在

地国において航空機の貸付けを的確に遂行するためには通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件を満たすものを除く。) でないこと。

口 その本店所在地国においてその主たる事業（事業持株会社にあつては、統括業務。ハにおいて同じ。）を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること並びにその本

店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つていることのいずれにも該当すること。

ハ 各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

- (1) 軽工業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。）その事業を主として当該外国関係会社に係る前項各号に掲げる居住者、当該外国関係会社に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該外国関係会社に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてている場合として政令で定める場合

(2) (1)に掲げる事業以外の事業 その事業を主としてその本店所在地国（当該本店所在地国に係る水域で政令で定めるものを含む。）において行つてている場合として政令で定める場合

四 適用対象金額 特定外国関係会社又は対象外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

二 適用対象金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に係る税額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等の数 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の合計数又は合計額をいう。

四 直接及び間接保有の議決権の数 個人又は内国法人が直接に有する

五 実質支配関係

居住者又は内国法人が外国法人の残余財産のおおむね全部を請求する権利を有している場合における当該居住者又は内國法人と当該外国法人との間の関係その他の政令で定める関係をいう。

六 部分対象外国関係会社 第三号イからハまでに掲げる要件の全てに該当する外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）

をいう。

七 外国金融子会社等 その本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務に限る。）又は保険業を行う部分対象外國関係会社でその本店所在地国においてその役員又は使用人がこれら

の事業を的確に遂行するためには通常必要と認められる業務の全てに從事しているもの及びこれに準ずるものとして政令で定める部分対象外國関係会社をいう。

3 国税庁の当該職員又は居住者の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員は、居住者に係る外國関係会社が前項第二号イ(1)又は(2)に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該外國関係会社が同号イ(1)又は(2)に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項（同号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該外國関係会社は同号イ(1)又は(2)に該当しないものと推定する。

五

直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額 個人又は内國法人が直接に有する外國法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額及び他の外國法人を通じて間接に有する当該外國法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額として政令で定めるものの合計額をいう。

六 同族株主グループ 外國関係会社の株式等を直接又は間接に保有する者のうち、一の居住者又は内國法人及び当該一の居住者又は内國法人と政令で定める特殊の関係のある者（外國法人を除く。）をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる居住者に係る特定外國子会社等で株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け（次項において「特定事業」という。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外國子会社等のうち、当該特定外國子会社等が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（以下この条において「統括業務」という。）を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの（以下この項において「事業持株会社」という。）を除く。）以外のものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業（事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。）を行ふに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである。

場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

- 一 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九第一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合として政令で定める場合

4 国税庁の当該職員又は居住者の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員は、居住者に係る外國關係會社が第二項第三号イからハまでに掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要があるときは

当該居住者に対し、期間を定めて、当該外國關係會社が同号イからハまでに掲げる要件に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項（同号又は第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該外國關係會社は同項第三号イからハまでに掲げる要件に該当しないものと推定する。

- 5 | 第一項の規定は、同項各号に掲げる居住者に係る次の各号に掲げる外國關係會社につき当該各号に定める場合に該当する事実があるときは、当該各号に掲げる外國關係會社のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。
- 一 特定外國關係會社 特定外國關係會社の各事業年度の租稅負担割合（外國關係會社の各事業年度の所得に対する課される租稅の額の当該所得の金額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号、第十項及び第十一項において同じ。）が百分の三十以上である場合
 - 二 対象外國關係會社 対象外國關係會社の各事業年度の租稅負担割合

が百分の二十以上である場合

第一項各号に掲げる居住者に係る部分対象外国関係会社（外国金融子会社等に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうちそれが直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額につきその請求権の内容を勘案した数又は金額並びにその者と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 剰余金の配当等（第一項に規定する剰余金の配当等をいい、法人税法第二十三条第一項第二号に規定する金銭の分配を含む。以下この号及び第十一号イにおいて同じ。）の額（当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人から受ける剰余金の配当等の額（当該他の法人の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額として政令で定める剰余金の配当等の額を除く。）を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めることにより計算した金額を控除した残額

二 受取利子等（その支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）をいう。以下この号及び第十一号ロにおいて同じ。）の額（その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金（所得税法第二条第一項第十

四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については当該特定外国子会社等が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条において「部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。第四号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額のうちに占める割合が、当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（当該剰余金の配当等の額の支払が同法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日）において、百分の十に満たない場合における当該他の法人から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めることにより計算した金額を控除した残額

二 債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該利子の額に係る費用の額として政令で定めることにより計算した金額を控除した残額

三 債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）が

号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。) の利子の額
、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係会社(金銭の貸
付けを業として行うことにつきその本店所在地国の法令の規定により
その本店所在地国において免許又は登録その他これらに類する処分を
受けているものに限る。) でその本店所在地国においてその役員又は
使用者がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するため通常必
要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに
係る利子の額その他政令で定める利子の額を除く。以下この号におい
て同じ。) の合計額から当該受取利子等の額を得るために直接要した
費用の額の合計額を控除した残額

三 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得る
ために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

四 有価証券の譲渡に係る対価の額(当該部分対象外国関係会社の有す
る他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額
のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の二十五以上
である場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額を除
く。以下この号において同じ。) の合計額から当該有価証券の譲渡に
係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額
及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算し
た金額

五 デリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリ
バティブ取引をいう。以下この号及び第十一号亦において同じ。) に
係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算
した金額(同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させる
ために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ
取引に係る利益の額又は損失の額、その本店所在地国の法令に準拠し
て商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号) 第二条第二十
二項各号に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関
係会社(その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う当
該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務

その取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差
益の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該差益の額に
係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除し
た残額

四 株式等の譲渡(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品
取引所(これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含
む。) の開設する市場においてする譲渡その他政令で定めるものに限
る。以下この号及び次号において同じ。) に係る対価の額(当該特定
外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株
式等の総数又は総額のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において
百分の十に満たない場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係
る対価の額に限る。以下この号において同じ。) の合計額から当該
式等の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した
金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合
計額を控除した残額

五 債券の譲渡に係る対価の額の合計額から当該債券の譲渡に係る原価
の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該
対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権(出版権及
び著作隣接権を含む。)(以下この号において「特許権等」という。
) の使用料(当該特定外国子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係
る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号に
おいて同じ。) の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用
の額(当該特定外国子会社等が有する特許権等に係る償却費の額とし
て政令で定めるところにより計算した金額を含む。) の合計額を控除し